

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>第二条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。</p> <p>3 動物園、植物園、水族館その他野生動植物の飼養又は栽培（以下「飼養等」という。）及び展示を主たる目的とする施設として環境省令で定めるもの（以下「動植物園等」という。）を設置し、又は管理する者は、動植物園等が生物の多様性の確保に重要な役割を有していることに鑑み、前二項の国及び地方公共団体が行う施策に協力することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するよう努めなければならない。</p> <p><u>第三条を次のように改める。</u></p> <p><u>第三条 削除</u></p> <p>第四条第五項中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に、「次に掲げる要件」を「次の各号」に改め、同条第六項中「前三項」を「第三項から前項まで」に、「中央環境審議会」を「野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。</p> <p>6 この法律において「特定第二種国内希少野生動植物種」とは、</p>	<p>第二条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。</p> <p>3 動物園、植物園、水族館その他野生動植物の飼養又は栽培（以下「飼養等」という。）及び展示を主たる目的とする施設として環境省令で定めるもの（以下「動植物園等」という。）を設置し、又は管理する者は、動植物園等が生物の多様性の確保に重要な役割を有していることに鑑み、前二項の国及び地方公共団体が行う施策に協力することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するよう努めなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>第四条第五項中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に、「次に掲げる要件」を「次の各号」に改め、同条第六項中「前三項」を「第三項から前項まで」に、「中央環境審議会」を「野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。</p> <p>6 この法律において「特定第二種国内希少野生動植物種」とは、</p>

次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいう。

一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。

二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。

三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。

四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいう。

一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。

二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。

三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。

四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。